

令和 2 年度～令和 4 年度農林業職場定着支援事業
（林業就業支援事業）に関する
民間競争入札実施要項

令和 4 年 3 月
厚生労働省職業安定局
雇用開発企画課農山村雇用対策室

目次

第1	趣旨	3
第2	令和2年度～令和4年度農林業職場定着支援事業（林業就業支援事業）の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	3
1	事業の内容	3
2	事業の実施により確保されるべき質の設定	3
第3	本事業の実施期間に関する事項	4
第4	納品物に関する事項	4
1	納品物の内容	4
2	納品方法	5
第5	委託費の支払に関する事項	5
1	委託費の経費の内容	5
2	委託費の概算による支払いの取扱い	5
3	会計手続に関する受託者の責務	5
4	委託費の支払い	5
第6	入札参加資格に関する事項	6
1	入札参加資格	6
2	入札参加グループでの入札について	6
第7	入札に参加する者の募集に関する事項	7
1	入札の実施手続及びスケジュール	7
2	入札実施手続	7
第8	本事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	8
第9	受託者が厚生労働省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他適正かつ確実な実施の確保のために受託者が講ずべき措置	9
1	報告等	9
2	調査	9
3	指示	9
4	秘密の保持	9
5	個人情報の取扱い	9
6	契約に基づき受託者が講ずべき措置	9
第10	受託者が本事業を実施するに当たり第三者又は国に損害を加えた場合において、その損害賠償に関し契約により当該受託者が負うべき責任に関する事項	12
1	第三者に損害を与えた場合	12
2	厚生労働省に損害を与えた場合	12
第11	本事業に係る評価に関する事項	13
1	事業の実施状況に関する調査の時期	13
2	調査の方法	13
3	調査項目	13
4	意見聴取	13
5	実施状況等の提出	13
第12	その他本事業の実施に関し必要な事項	13
1	本事業の監督上の措置等の監理委員会への報告	13
2	厚生労働省の監督体制	13
3	受託者の主な責務等	13

別紙の構成は以下のとおり。

- 別紙 1 農林業職場定着支援事業（林業就業支援事業）に係る仕様書
 - 仕様書別紙 1 従来の実施状況に関する情報の開示
 - 仕様書別紙 2 平成 30 年度「林業就業支援事業（20 日間、5 日間、1 日間）実施状況一覧
 - 仕様書別紙 3 就業支援講習の推移
 - 仕様書別紙 4 「林業就業支援講習」（20 日間コース）修了者アンケート調査結果
 - 仕様書別紙 5 平成 30 年度「林業就業支援講習」修了者アンケート用紙
 - 仕様書別紙 6 平成 30 年度雇用管理研修会実施状況
 - 仕様書別紙 7 平成 30 年度林業雇用管理改善に係る業務の実施状況（全国計）
 - 仕様書別紙 8 平成 30 年度雇用管理研修会の実施効果集計表（雇用管理改善の取り組み等状況）
 - 仕様書別紙 9 平成 30 年度雇用管理研修会アンケート調査結果
 - 仕様書別紙 10 平成 30 年度雇用管理研修会・雇用管理改善相談会アンケート調査票
 - 仕様書参考 1 カリキュラムの例
 - 仕様書参考 2 「緑の雇用事業」の概要等
 - 仕様書参考 3 「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」（平成 22 年 4 月 5 日公表）
- 別紙 2 本事業の体系及び業務内容等一覧
- 別紙 3 - 1 委託事業年間スケジュール
- 別紙 3 - 2 委託事業年間スケジュール -平成 30 年度の受託者（本部）より聴取した実績-

令和2年度～令和4年度農林業職場定着支援事業（林業就業支援事業） に関する民間競争入札実施要項

第1 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、厚生労働省は、公共サービス改革基本方針（令和元年7月9日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された農林業職場定着支援事業（林業就業支援事業）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものとする。

第2 令和2年度～令和4年度農林業職場定着支援事業（林業就業支援事業）の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

1 事業の内容

別紙1「農林業職場定着支援事業（林業就業支援事業）に係る仕様書」のとおり。

2 事業の実施により確保されるべき質の設定

(1) 業務履行の遵守

本事業の実施に当たっては、本実施要項のほか厚生労働省が示す定めに沿って対応し、業務の履行を遵守すること。

(2) 事業スケジュールの遵守

受託者は、本事業の実施に当たり、別紙3-1及び別紙3-2の委託事業年間スケジュールに沿って確実に業務を遂行すること。また、事業の進捗状況の報告のため、厚生労働省と定期的に会議を行うこと。なお、当該会議の開催計画は事業計画に記載をすること。

(3) 事業の目標及び評価の方法

本事業の実施に関して確保されるべき質を確保するため、以下の事項に応じて、それぞれに示す数値のとおり要求水準を設定する。

評価は、別紙1の2(1)ク及び別紙1の2(6)イの報告の都度に行うこととし、必要に応じて、受託者に対して必要な措置を採るべきことを指示する。

ア 支援講習に係る要求水準

- ・ 支援講習の対象者数 各年度1,000人以上
- ・ 支援講習（別紙1の2(1)イ(ア)に係るものに限る。）の修了者の全産業への就職率 各年度75%以上
- ・ 支援講習（別紙1の2(1)イ(ア)に係るものに限る。）の修了者の林業関連分野への就職率 各年度48%以上

イ 雇用管理改善に係る要求水準

- ・ 雇用管理研修会の開催数

- 各年度各地域ブロックで2回以上かつ全国で45回以上
- ・ 雇用管理改善に係る相談、指導及び援助等（別紙1の2（2）ア及びイに係るものに限る。）を行った後に、雇用管理改善に取り組んだ事業主等の割合
各年度 84%以上

第3 本事業の実施期間に関する事項

契約日から令和4年3月31日までとする。

なお、令和2年度予算が令和2年4月1日までに成立しない場合は、別途協議する。

第4 納品物に関する事項

1 納品物の内容

受託者は、本事業の契約に基づく報告のほか、第3の本事業の実施期間内における国の会計年度（以下「事業年度」という。）ごとに、次の各事項に応じて、それぞれに示す期日までに、農山村室に提出すること（別紙2「本事業の体系及び業務内容一覧」の「納品物及び納期等」欄及び別紙3-1及び別紙3-2「委託事業年間スケジュール」を参照。）。その際、納品物の品質保証のためサンプル検査を行うこと。なお、納品後、不完全な納品物が確認された場合は、必要な修復を行い、再度納品を行うこと。

ただし、第9の6（2）イの業務の引継ぎが必要となった場合は、引継ぎの実施までに農山村室に提出すること。

- (1) 支援講習の受講者等に対する職業相談・生活相談の内容等の集計・分析結果
四半期終了後14日以内（第4四半期は事業終了まで）
- (2) 支援講習の受講者数（修了者数）及び就職者数
事業終了後速やかに
- (3) 事業主からの雇用管理改善に関する相談及び対応の内容等の集計・分析結果
四半期終了後14日以内（第4四半期は事業終了まで）
- (4) 雇用管理改善モデル事例集
本事業年度末まで
- (5) 雇用管理改善のしおり
第2四半期までに作成。作成後速やかにHPに掲載するとともに、農山村室と協議して定めた場所へ発送
- (6) 事業主等に対してハローワークへの求人申込みを勧奨した件数及び実際に求人登録が行われた場合の求人数
半期終了後14日以内（下半期は事業終了まで）
- (7) 支援講習に係るアンケート調査結果
四半期終了後14日以内（第4四半期は事業終了まで）
- (8) 雇用管理改善に係るアンケート調査結果
四半期終了後14日以内（第4四半期は事業終了まで）
- (9) 雇用管理研修会の参加事業主等への労働力過不足状況に関するアンケート調査結果
本事業の開始後6か月以内
- (10) その他、本事業で作成した資料（支援講習、雇用管理研修会等で作成したテキスト、広報関係資料、研修会資料、経費支出に関する規程、協議資料、HPの更新データ等）

2 納品方法

提出は、原則として電子媒体（CD-ROM、DVD等）1部とし、冊子等で取りまとめたもの（定期刊行物等）については、紙媒体1部を別途提出すること。

第5 委託費の支払に関する事項

1 委託費の経費の内容

受託者が、委託費として計上することができる経費は、本事業の実施に必要な経費に限られており、本事業の目的・性質になじまない経費を委託費として計上することはできないこと。

また、経費の支払いに当たっては、合理性かつ効率性等を踏まえることとし、事業年度ごとの精算時には受託者の支出経費について精査し、不適切と認められた場合、その経費を委託費で支弁しない。

なお、契約額を超える額については、受託者の負担とする。

2 委託費の概算による支払いの取扱い

委託費は事業年度ごとの業務期間終了後の精算払いが原則であり、概算による支払いを希望する場合であっても、別途、財務省関係部局との協議を経て承認されることが必要となるため、必ずしも概算による支払いができるものではないことに留意すること。

3 会計手続に関する受託者の責務

- (1) 受託者は事業終了後においても、精算の完了まで責任を持って対処することとし、契約期間満了後の翌年度の事業を受託していない場合や事業が廃止又は中止されている場合であっても、責任を免れることはできないこと。

なお、各事業年度終了後の精算に関する受託者の人件費等の経費が生じる場合は、受託者の負担とすること。

- (2) 受託者は、請求する経費の根拠資料（賃金台帳、本事業への従事状況が確認できる業務日誌、領収書等）を整備し、農山村室より求めがあった場合は、速やかに提示できるようにしておくこと。
- (3) 受託者は、備品等財産の取得が必要と考える場合には、品目、必要性、個数、管理方法等について、事前に農山村室と協議することとし、当該協議の上、財産を取得した場合には、取得費用、保守・保管は委託費にて支弁すること。
また、当該財産の処分等については、契約書に基づくこと。
なお、協議がない場合には、委託費での支弁は認められないこと。
- (4) 受託者は、落札後速やかに農山村室と協議の上、経費の支出に関しての規程を作成し、契約締結後において当該規程を遵守すること。

4 委託費の支払

厚生労働省は、事業年度ごとの業務期間終了後、第4の納品物及び契約書において別途定める業務完了報告書により検査を行い、業務の適正な実施がなされたことを確認した後、契約書において別途定める実施結果報告書及び精算報告書に基づき、当該事業年度ごとの契約金額の範囲内で支払う。

第6 入札参加資格に関する事項

1 入札参加資格

- (1) 法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること（なお、未成年、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しないこと。
- (4) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一規格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 次に掲げる全ての事項に該当する者であること。

なお、本実施要項における法令等に違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、株式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

ア 入札書提出時点において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）若しくは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律（昭和60年法律第88号）（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札書提出時までには是正を完了している者を除く。）

イ 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（入札書提出時において、直近2年間の当該各保険料の未納がないこと。）。

ウ 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

エ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

オ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

カ 入札書提出時において、過去3年間に上記以外の厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

キ 提出書類に虚偽の事実を記載した者でないこと。

ク 経営の状態又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

2 入札参加グループでの入札について

- (1) 単独で本実施要項に定める業務の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができる。

この場合、入札参加資格審査書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加できるものとする。

なお、代表企業及びグループ企業が他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。

また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書（又はこれに関する書類）を作成すること。

(2) 入札参加グループを構成する全ての企業が1 (1) から (6) までの要件を満たすこと。

第7 入札に参加する者の募集に関する事項

1 入札の実施手続及びスケジュール

- ・ 入札の公示 令和2年1月上旬頃
- ・ 入札説明会（※1） 令和2年1月下旬頃
- ・ 入札書類の提出期限 令和2年3月上旬頃
- ・ 入札書類の評価 令和2年3月上旬頃
- ・ 開札・落札予定者の決定 令和2年3月上旬頃
- ・ 落札者の決定 令和2年3月上旬頃
- ・ 事業の引継ぎ・準備期間 令和2年3月中旬頃
- ・ 契約締結（※2） 令和2年4月1日（予定）

（※1） 説明会に参加できなかった者から希望があれば個別に説明を行う。

（※2） 令和2年度予算が令和2年4月1日までに成立しない場合は、別途協議する。

2 入札実施手続

(1) 入札説明会後の質問受付

入札公告以降、厚生労働省において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会の終了後に、厚生労働省に対して質問を行うことができる。

質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び厚生労働省からの回答は、原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に対し公開する。ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

(2) 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）を提出すること。

なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の110分の100に相当する金額を記載する。

また、法第15条により準用する法第10条各号（第11号を除く。）に規定する欠格事由の審査に必要な以下の書類を添付する。

ア 会社の概要を理解するための資料。

イ 過去10年以内の類似・関連事業における実績説明書。

ウ 誓約書。

エ 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し。

オ 関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条で規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」及び当該事業者が他の会社等の関

連会社である場合は当該他の会社等をいう。)がある場合は、当該関係会社一覧表。

- カ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく一般事業主に係る直近の障害者雇用状況報告書（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和51年労働省告示第112号）第6号又は第6号の2（1）及び（2）又は様式第6号の3（1）及び（2）又は様式第6号の4（1）又は（2））の写し。また、当該報告書の報告時点から入札時点までの全従業員及び障害者（いずれも常用労働者に限る。）の雇用状況が明らかになる書類。さらに、法定雇用率未満（不足数0人の場合は除く。）の事業主については、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいることが証明できる書類（任意様式。障害者雇入れ計画を作成している事業主にあつては、当該計画の写しをもって証明書類として差し支えない。）。
 - キ 高年齢者雇用状況報告の写し及び労働基準監督署に提出をして受領印のある就業規則の写し。なお、就業規則のない常時10人以上の労働者を使用しない事業者にあつては、労働者の数が分かる書類を提出すること。
- (3) 開札に当たっての留意事項
- ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
 - イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
 - ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（所定のものがあれば別添添付）を提示しなければならない。
 - エ 入札者又はその代理人は、入札中は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することができない。
- (4) 落札者の決定
- 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 再度入札の取扱い
- ア 開札をした場合において、入札者はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
 - イ 上記アのため、本件入札に参加を希望する者は、開札日当日に、住所、代表者氏名等を記載、押印し、金額欄を空白にしたものを2通持参すること。
- (6) 契約の締結
- 落札者決定後、厚生労働省と落札者は、契約（契約書の様式は別途定める。）の締結に向けた準備を進めるとともに、業務開始に向けた引継ぎ等に係る調整を開始する。
- (7) 言語及び通貨等
- 入札書その他提出書類に使用する言語及び通貨等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に規定する計量単位とする。

第8 本事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

本事業における従来の実施状況に関する情報の開示については、別紙1の仕様書別紙1「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり。

なお、本要項にて開示する以外の従来の実施状況に関する情報の開示を希望する場合は、第7の1の入札書類の提出期限の前日までに農山村室宛て申し出ること。

第9 受託者が厚生労働省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他適正かつ確実な実施の確保のために受託者が講ずべき措置

1 報告等

受託者は、厚生労働省に対し、本事業の契約に基づく報告のほか、第4の1に掲げる内容について報告すること。

厚生労働省は報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ受託者との情報交換を行う。

2 調査

厚生労働省は、本事業の適正かつ確実に実施を確保するために、必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、受託者に対し報告を求め、又は事務所等に立ち入り、実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査を実施する厚生労働省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを受託者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に掲示する。

3 指示

厚生労働省は、本事業の適正かつ確実に実施を確保するために、必要があると認めるときは、受託者に対し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

4 秘密の保持

受託者は、本事業に関して厚生労働省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び事業遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。

受託者（法人である場合はその役員）若しくはその職員その他の本事業に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

5 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報を収集及び保管し、又は使用するに当たっては、本事業の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集及び保管し、又は使用しなければならない。

受託者は、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

6 契約に基づき受託者が講ずべき措置

(1) 事業の開始及び中止

ア 受託者は、締結された本契約に定められた事業開始日に、確実に本事業を開始しなければならない。

イ 受託者は、やむを得ない事由により、本事業を中止しようとするときは、あらかじめ厚生労働省の承認を受けなければならない。受託者は、本事業を中止する場合

には、厚生労働省の求めに応じ、(2)イの「終了時の引継方法」に準じた引継ぎを行わなければならない。

(2) 事業の実施体制及び引継ぎ

ア 事業の実施体制

受託者は、本事業を適切に実施するため、事業開始に当たり、別紙1の3の実施体制を確保すること。

イ 事業開始前及び終了時の引継方法

受託者は、本事業の契約期間が開始する前に、本事業を行っている者から事前に十分な引継ぎを受けること。当該引継ぎに要する費用は受託者の負担とし、事業実施に必要な知見等の移転が終了するまで行うものとする。なお、契約期間開始前に事業を行っていた者が引き続きその事業を行うこととなる場合には、この限りではない。

また、本事業の契約期間が終了する際、受託者は本事業を引き継ぐ者に対し、厚生労働省の指示に従い、事前に十分な引継ぎを行うこと。当該引継ぎに要する費用は引継ぎを受ける事業者の負担とし、本事業を引き継ぐ者が決定次第速やかに引継ぎを開始して、業務に必要な知見等の移転が完了するまで行うものとする。なお、契約期間終了後に引き続きその者が事業を行うこととなる場合には、この限りでない。

(3) 公正な取扱い

ア 受託者は、本事業の実施に当たって、利用者に均質かつ適切なサービスを提供し、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

イ 受託者は、本事業における利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

(4) 金品等の授受の禁止

受託者は、本事業を遂行する上で必要な経理事務等の適法かつ適正な金品等の授受以外で金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

(5) 宣伝行為の禁止

ア 受託者及び本事業に従事する者は、厚生労働省や本事業の名称又はその一部を用いて、本事業以外の自ら行う事業の宣伝に利用すること（一般的に会社案内資料に列挙されるような受注実績の一つとして、事実を示す場合等を除く。）及び当該自ら行う事業の一部であるかのように誤認するおそれのある行為をしてはならない。

イ 受託者及び本事業に従事する者は、本事業の実施に当たって、自らが行う他の事業の宣伝を行ってはならない。

(6) 法令の遵守

受託者は、本事業を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

(7) 安全衛生

受託者は、本事業に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

(8) 記録・帳簿書類等

受託者は、本事業に関して作成した記録や帳簿類を、事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(9) 権利の譲渡

受託者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(10) 権利義務の譲渡

ア 本事業の結果に関する著作権等の権利は、厚生労働省に帰属する。

イ 本事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、受託者の責において必要な措置を講じなければならない。

(11) 取得した個人情報の利用の禁止

受託者は、本事業によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は厚生労働省以外の者との契約（本事業を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

(12) 再委託の取扱い

ア 受託者は、本事業の実施に当たり、その全部を第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託してはならない。

イ 受託者は、本事業の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、あらかじめ再委託に関する事項（再委託先の住所、名称、再委託先に委託する事業の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の事業遂行能力並びに契約金額）について明らかにしなければならない。また、再委託の割合は、委託費全体の50%を原則として超えてはならない。

ウ 受託者は、本契約締結後事情の変更等により再委託を行おうとする場合には、再委託先に関する事項を明らかにした上で、事前に厚生労働省の承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合はこの限りではない。

エ 受託者は、イ及びウにより再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

オ 再委託先は、第10の4から6までに掲げる事項その他について、受託者と同様の義務を負うものとする。

カ 受託者が再委託先に業務を実施させる場合は、すべて受託者の責任において行うこととし、再委託先の責めに帰すべき事由が生じた場合は、受託者の責めに帰すべき事由とみなし、受託者が必要な措置を講ずることとする。

(13) 契約内容の変更

受託者及び厚生労働省は、軽微な変更を除き、本事業のさらなる質の向上の推進又は経済情勢の変動、天災地変の発生その他契約の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提示し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第21条の規定に従った適切な手続を行わなければならない。

(14) 契約解除

厚生労働省は、受託者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

ア 偽りその他不正行為により落札者になったとき。

イ 法第14条第2項第3号若しくは第15条において準用する第10条（第11号を除く。）の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。

ウ 法第20条第1項の規定による契約に従って本事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

エ ウに掲げる場合のほか、法第20条第1項の契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

オ 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して回答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。

- カ 法令又は契約に基づく指示に違反したとき。
- キ 受託者又はその他の本事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、本事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- ク 受託者又はその他の本事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、本事業の実施に関して知り得た情報を目的外に利用したとき。
- ケ 暴力団関係者を、事業を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- コ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

(15) 契約解除時の取扱い

- ア (14) の各号に該当し、契約を解除した場合には、厚生労働省は受託者に対し、当該解除の日までに本事業を契約に基づき実施した期間に係る委託費を支払うものとする。
- イ アの場合において、受託者は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として厚生労働省の指定する期間内に納付しなければならない。
- ウ 厚生労働省は、受託者がイの規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期間の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- エ 厚生労働省は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、厚生労働省から受託者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済とみなす。

(16) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受託者と厚生労働省が協議するものとする。

第10 受託者が本事業を実施するに当たり第三者又は国に損害を加えた場合において、その損害賠償に関し契約により当該受託者が負うべき責任に関する事項

1 第三者に損害を与えた場合

本事業を実施するに当たり、受託者又はその職員その他の本事業に従事する者が故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償については、次に定めるところによる。

- (1) 厚生労働省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、厚生労働省は受託者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存する場合は、厚生労働省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 受託者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存するときは、受託者は厚生労働省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

2 厚生労働省に損害を与えた場合

本事業を実施するに当たり、受託者又はその職員その他の本事業に従事する者が故意又は過失により厚生労働省に損害を与えた場合には、受託者は当該損害に対する賠償の責めに任ずるものとする（ただし、当該損害の発生につき、厚生労働省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該厚生労働省の過失割合に応じた部分を除く。）。

第 11 本事業に係る評価に関する事項

1 事業の実施状況に関する調査の時期

総務大臣が行う評価（令和 3 年 5 月）の時期を踏まえ、令和 2 年度末時点における状況を調査する。

2 調査の方法

厚生労働省は、受託者が実施した内容について、第 9 の 1 に定める報告等に基づき、実施状況を調査する。調査においては、必要に応じて受託者からのヒアリングを行う。

3 調査項目

(1) 別紙 1 の 3 の本事業の内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項及び第 4 の履行状況。

(2) 実施経費

質の維持向上の観点に加え、費用対効果の観点からも調査を行う。

4 意見聴取

厚生労働省は、本事業の実施状況等に関して、必要に応じて受託者（再委託先を含む。）から直接意見の聴取等を行うことができる。

5 実施状況等の提出

厚生労働省は、本事業の実施状況等について第 11 の 1 から 4 までの評価を行うため、令和 3 年 5 月を目途に総務大臣及び官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）へ本事業の実施状況等を提出するものとする。なお、厚生労働省は、本事業の実施状況等を提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

第 12 その他本事業の実施に関し必要な事項

1 本事業の監督上の措置等の監理委員会への報告

厚生労働省は、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

2 厚生労働省の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当者が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行う。

3 受託者の主な責務等

(1) 罰則規定

ア 本事業に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

イ 法第54条の規定により、本事業の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

ウ 法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。

エ 法第56条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。

(2) 会計検査

受託者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の实地検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。

(3) 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び事業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

（事業担当部局） 職業安定局雇用開発企画課農山村雇用対策室就業対策係
03-5253-1111（内線 5850）

（契約担当部局） 職業安定局雇用保険課経理係
03-5253-1111（内線 5754）